

日頃より学校施設の有効かつ適正な利用にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年度における御幸小学校の学校外団体に対する施設貸与につきましては、以下の通り運用いたします。施設の使用を希望する団体におかれましては、下記1～7及び別添資料を熟読・了解のうえ申請されますようご案内いたします。

1 貸与の趣旨

学校施設の外部団体への貸与は、「宇都宮市小中学校施設の開放に関する規則」の趣旨に則り、スポーツ・文化等の活動のために、学校教育に支障のない範囲で学校以外の団体に貸し出すものです。

2 対象期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日

- ## 3 対象施設
- (1) 体育館アリーナ（以下「アリーナ」と言います。）
 - (2) 体育館ミーティングルーム（以下「ミーティングルーム」と言います。）
 - (3) 校庭
 - (4) 家庭科室

※上記以外の施設は、原則として学校外の団体には貸与いたしません。

4 施設使用対象団体

宇都宮市内に居住するか、在勤・在学する人で構成された10人以上の団体。ただし、児童生徒等の未成年者が所属する団体の場合は、必ず責任者（代表者）として成人が含まれていなければなりません。

5 施設使用者の順守事項

- ・施設の使用にあたっては、事前に学校長の許可を受けてください。

- 施設の使用にあたっては、事故・盗難その他のトラブルが起きないように、活動内容や活動時間、物品・施設の管理等に細心の注意を払ってください。
- 児童生徒等の未成年者が所属する団体は、活动时，必ず成人が管理監督者として参加してください。
- 使用後は、施設をもとの状態に復帰し、清掃やごみの持ち帰りをお願いいたします。ドアや窓を確実に閉鎖・施錠し、消灯も忘れずに行ってください。
- 施設や学校物品を破損したときは、すみやかに学校に報告し、修理・復元してください。
- 学校敷地内は禁煙ですので、たばこを吸わないでください。
- 学校施設内で火気の使用は禁止します。ただし、校庭については、公益性が高い活動で、活動の内容や活動の目的上必要不可欠であり、消防法その他関係法令を順守したうえ、十分な管理体制と、消防署等関係機関の指導・承認を受けることなどを条件に許可することがあります。
- 校庭使用の際、スパイクの使用は禁止します。
- 学校施設内で物品の販売など金銭の授受を伴う活動は禁止します。ただし、公益性が高く、活動の内容や活動の目的上必要不可欠であること、関係法令を順守したうえ十分な管理体制を確保すること、実費等最低限の価格設定であり営利そのものを目的としてはいないこと、関係機関等の許可・承認を受けること、などの条件が整えば許可することがあります。
- 使用時間には、準備や片付けの時間を含みます。他の団体の使用に支障がないように、時間内に準備や片付けをお願いいたします。
- 合同練習や試合等、他の団体と合同で行う活動については、事前に学校へお知らせください。
- 本校には施設使用団体用の駐車場はありません。徒歩や自転車での来校にご協力ください。
- 上記以外にも、学校から指示があった場合はそれに従ってください。
- 利用団体やその所属者が、順守事項に違反したとき、または学校教育上・管理上必要があるときは、学校長は登録や使用許可を停止したり、取り消したりすることがあります。
- 施設使用の際の事故・盗難その他のトラブルには、学校は責任が持てませんのでご了承ください。
- 団体の責任者は上記事項を全員に周知徹底してください。

5 貸与の形態と対象施設

- (1) 定期的使用 あらかじめ登録された団体が、曜日・時間帯等を決めて使用するもの
対象施設；アリーナ・校庭
- (2) 臨時的使用 必要に応じて申請を受け、その都度使用を許可するもの
対象施設；アリーナ・ミーティングルーム・校庭・家庭科室

6 定期的使用希望割振りの調整方針

(1) 基本方針】

使用を希望する団体すべてが、可能な限り週1回は使用できるように務める。

(2) 割り振りの具体的手順

- ①団体あたり週1回の使用割振りを行う。すべての使用希望団体の割振りが終了した後、空きの時間帯があれば、2回目以降の使用割振りを行う。
- ②原則として、アリーナは半分ずつ、同時に2団体まで使用する。
- ③1日あたり4時間を超える使用は原則として認めない。ただし、すべての使用希望団体の割振りが終了した後、空きの時間帯がある場合は、4時間を超えて使用することができる。
- ④定期的使用については、複数施設の同時使用は、原則として認めない。ただし、すべての団体の使用割振りが終了した後、空きの時間帯がある場合は、同時使用も可とする。
- ⑤上記①～④によっても、使用希望が重複した時間帯の調整ができない場合は、曜日や時間帯の移動・使用時間の分割・使用頻度の減少（隔週使用など）等による使用枠の確保を検討する。
- ⑥上記①～⑤によっても、どうしても使用枠が不足する場合は、以下の優先順位によって調整する。
- 御幸小放課後子ども教室及び子どもの家→御幸小児童が所属するスポーツ関係等の登録団体と御幸地区住民が所属する登録団体→その他の登録団体

7 登録及び使用の手続きと施設ごとの注意事項

別添の資料をご覧ください。